

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 中野雅史

年 月 日	平成30年4月1日 (平成29年7月31日)			
年会費名	JAならけん大和郡山市経営者クラブ 年会費			
相手方	JAならけん大和郡山市経営者クラブ			
年会費支払目的	県内外の農業経営、県特産物の販売などの情報を収集し、県の農業政策などの議会での質問などに役立てる為			
按分率の説明	按分率 66.6% (懇談会の費用を除いて充当)			
活動内容等	<p>◆本会の活動内容 県農業経営、人材育成など全般に関する講演会・県外視察、農業経営者との情報交換、勉強会など</p> <p>※年会費支払いの効果を明記のこと</p> <p>◆本会の活動頻度 年2回程度の講演会及び意見交換会と視察研修会、年数回の地域活動など</p> <p>◆参加者の状況 農業経営者、農協関係者、地方議員など 県内の農業に関する情報収集に役立てた</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	41,666円	講演会、研修会、懇談会 (平成30年6月～31年3月分)	49
	年会費	8,334円	平成30年4・5月分	71
	合計 50,000円 (33,299円充当)			
備考	添付資料：会規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

J Aならけん大和郡山市経営者クラブ規約

(名称)

第1条 本会はJAならけん大和郡山市経営者クラブと称す。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、奈良県農業協同組合郡山・生駒地区統括部統括課に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員の連絡を密にし、親睦を図り、情報交換や勉強会を行い、真の経営者をめざして経営者能力を高めるとともに、ゆとりとうるおいのある生活がおくれるよう研鑽を積む。また、地域でのコミュニケーションを深め、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

(組織)

第4条 本会は、郡山・生駒地区管内の農業経営者及び会長並びに役員会において認められた者で、この規約を認める者で組織する。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、農協や公的機関などの協力を得て、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡強調に関する事業
- (2) 会員相互の研究に関する事業
- (3) その他本会目的達成に必要な事業

(役員)

第6条 本会は、下記の役員を置く。

会長	1名	副会長	若干名
会計	1名	監事	2名
顧問	1名		

(役員を選出と任務)

第7条 役員を選出並びに任務は、次の通りとする。

- (1) 役員は、総会において会員より選出し、承認を受ける。
- (2) 会長は、会務を総理する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はこれに代わる。
- (4) 会計は、会計事務を担当する。
- (5) 監事は、会務を監査する。
- (6) 顧問は、会長から任命され、会長を補佐する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(会合の種類及び運営)

第9条 本会の会合の種類及び運営は、下記の通りとする。

- (1) 総会は、年1回これを開く。
- (2) 役員会は、役員で構成し、会務を執行する。
- (3) 総会及び役員会は、会長がこれを召集し、出席者の過半数をもって可決する。

(総会の議決事項)

第10条 総会は、最高の議決機関であって、次の事項は、総会の議決を得なければならない。

- (1) 事業報告並びに決算
- (2) 事業計画並びに予算
- (3) 規約の改正

(部会)

第11条 本会に各種の部会を置くことができる。部会長は、会長がこれを任命する。

(経費)

第12条 本会の経費は、会費、補助金、その他をもってこれにあてる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

(慶弔)

第14条 会員並びに関係者の冠婚葬祭等に際しては、会長は役員と相談し、金品等を贈ることができる。

(付則)

この規約は、平成6年8月2日より施行する。

平成7年6月23日	一部改正
平成11年6月25日	一部改正
平成13年6月22日	一部改正
平成16年6月25日	一部改正
平成20年7月24日	一部改正
平成22年7月1日	一部改正
平成23年7月5日	一部改正
平成24年7月3日	一部改正
平成28年7月6日	一部改正

家の光

中日本版
September 2018

9



〈地域情報版〉
**農家カフェを
はじめよう!**

食事で元気いっぱい
葵わかかなさん

食べられる
ハロウィンリース

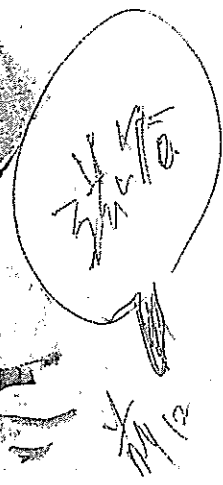
〈農ライフのすすめ〉
**米ぬかを畑で
徹底活用**

〈第2別冊付録〉
農協改革に喝!
賢者が語る
農業・JAの未来

〈特集〉

逆境に負けないぞ!

村を 元気にする スゴイ人



第11号様式の10 (第5条関係)

<p style="text-align: center;">政務活動記録簿 (年会費負担)</p> <p style="text-align: right;">会派・議員名 中野雅史</p>				
年 月 日	平成 30 年 4 月 1 日 (平成 29 年 9 月 11 日)			
年会費名	新生奈良研究会 平成 30 年度年会費			
相手方	新生奈良研究会			
年会費支払目的	情報を収集し、議会での質問などに役立てる為			
按分率の説明	按分率 75.0% (懇談会の費用を除いて充当)			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	◆本会の活動内容 県政全般に関する講演会・テーマを設定した県外視察など ◆本会の活動頻度 年 4 回開催の講演会開催 2 回の研修会 他 ◆参加者の状況 経営者、団体役員、地方議員など 100 名程度の参加 県内外の情報を収集し、議会での質問に役立てた			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	30,000 円	講演会、研修会、懇談会 10 月～3 月分 30,000 円	51
	年会費	30,000 円	講演会、研修会、懇談会 4 月～9 月分 30,000 円	72
	合計 60,000 円 (60,000 円×75.0% = 45,000 円充当)			
備考	添付資料：会規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

新生奈良研究会規約

- 第1条 名称 この会は新生奈良研究会という。
- 第2条 目的 未来に向かって新たな奈良県の創造、地域発展、政治・経済・文化の向上を目指し、会員相互に情報と意見を交換。また県内外の各界専門家、有識者を招いて研修、意見交流会を行い、その方途策定の研究をすることを目的とする。
- 第3条 事業 本会は奈良市を主会場に原則として年4回の定例講演会並びに意見交流会を開催する。また、随時、研修視察会も行い。
- 第4条 広報 この会で論議され、提案された内容は、奈良日日新聞社発行の新聞紙面で掲載、広くアピールする。
- 第5条 会員 会員は本会の目的に賛同する法人、及び個人で構成する。なお、会の内容により会員外の参加を認めることができるものとする。
- 第6条 入退会 入会に際しては入会金3万円を添え、入会申込書の提出を必要とする。退会は申し出があった会計年度末での退会とする。また、会員は申し出がない限り自動継続とする。
- 第7条 会費 年会費は6万円とする。但し研修視察会などでの特別な経費は別途徴収する。
- 第8条 会計年度 会計年度は毎年10月1日より、翌年9月末日とする。
- 第9条 規則改定 規則の変更は諸般の事情を考え、随時、必要とあれば行う。
- 第10条 事務局 本会の事務局は、奈良市法華寺町2番地4 奈良日日新聞社内に設置する。

(平成27年5月15日改訂)

以上

11号様式の10 (第5条関係)

政務活動記録簿 (年会費負担)				
会派・議員名 中野雅史				
年 月 日	平成 30 年 4 月 21 日			
年会費名	奈良県倭成地方議員懇話会 平成 30 年度年会費			
相手方	奈良県倭成地方議員懇話会			
年会費支払目的	情報を収集し、議会での質問などに役立てる為			
按分率の説明	按分率 66.6% (懇談会の費用を除いて充当)			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 県政に関する、情報収集、1ヶ月1冊の会報誌</p> <p>◆本会の活動頻度 年2回程度 開催</p> <p>◆参加者の状況 地方議員など</p> <p>県政に関する情報収集等に役立てた</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	10,000 円	情報交換会、報誌、懇談会	3
	合計 10,000 円 (10,000 円×66.6%=6,660 円充当)			
備考	添付資料：会規約、情報誌			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良県佼成地方議員懇話会 会則変更新旧対照表

【※下線は変更部分を示す】

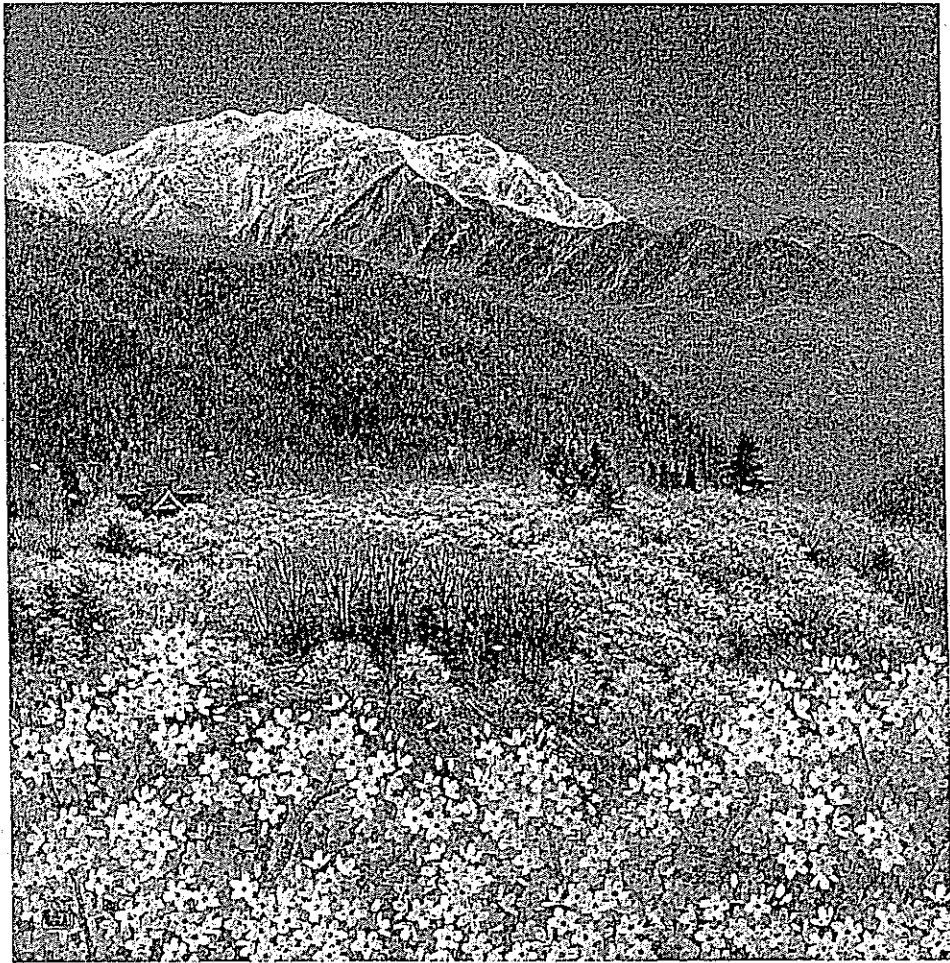
現 行 会 則	会 則 変 更 案
<p>(名称) 第1条 本会は、奈良県佼成地方議員懇話会と称し、事務局を奈良教会内に置く。 <u>(略称：佼成議員懇話会)</u></p>	<p>(名称) 第1条 本会は、奈良県佼成地方議員懇話会(以下「<u>佼成議員懇話会</u>」という。)と称し、事務局を奈良教会内に置く。</p>
<p>(目的) 第2条 本会は、<u>次に掲げる事項を目的とする。</u> 釋尊の普遍的真理を政治に生かし、立正佼成会の基本理念に基づき、自己の心田を耕し、議員活動を通して広く社会に貢献することを目的とする。</p>	<p>(目的) 第2条 本会は、<u>釈尊の普遍的真理を政治に生かし、立正佼成会の基本理念に基づき、自己の心田を耕し、議員活動を通して広く社会に貢献することを目的とする。</u></p>
<p>(活動) 第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の諸活動を行う。 <u>1. 釋尊の普遍的真理および政治浄化等、各種研究会の開催。</u> <u>2. 会員相互の親睦並びに立正佼成会との交流を深めるための活動。</u> <u>3. その他、目的を達成するための必要な活動および機関の設置等。</u></p>	<p>(活動) 第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の諸活動を行う。 <u>(1) 釈尊の普遍的真理及び政治への取組み等、各種研究会の開催。</u> <u>(2) 会員相互の親睦並びに立正佼成会との交流を深めるための活動。</u> <u>(3) その他、目的を達成するための必要な活動及び機関の設置等。</u></p>
<p>(会員) 第4条 本会の会員は、<u>次に掲げるものとする。</u> 立正佼成会奈良教会が推薦する<u>県会議員および市町村会議員。</u> (1) 入会規準 立正佼成会奈良教会の推薦委員会が推薦する有資格者議員で、且つ、<u>佼成議員懇話会役員</u>が入会を承認する議員。 (2) 退会規準 <u>1. 年会費を1年以上滞納した会員</u> <u>2. 個人の事情、選挙等で議員資格を喪失した会員</u> <u>3. 立正佼成会奈良教会推薦委員会が推薦を取り消した会員。</u></p>	<p>(会員) 第4条 本会の会員は、立正佼成会奈良教会が推薦する<u>県会議員及び市町村会議員とする。</u> (1) 入会規準 立正佼成会奈良教会の推薦委員会が推薦する議員で、且つ、<u>佼成議員懇話会</u>が入会を承認する議員。 (2) 退会規準 ① 年会費を1年以上滞納した会員 ② 個人の事情、選挙等で議員資格を喪失した会員 ③ 立正佼成会奈良教会推薦委員会が推薦を取り消した会員</p>

<p>(役員) 第5条 本会に次の役員を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会長 1名 2. 副会長 若干名 3. 幹事 若干名(会計幹事を互選で選出する。) 4. 監査 若干名 5. 顧問 若干名 	<p>(役員) 第5条 本会に次の役員を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 会長 1名 (2) 副会長 若干名 (3) 幹事長 1名 (4) 監査 若干名 <p>2. 本会に次の役員を置くことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 相談役 若干名 (2) 顧問 若干名 (3) 副幹事長 1名
<p>(役員を選任) 第6条 1. <u>役員を選任は会員の互選とする。</u> 2. <u>幹事は県議会議員、市町村議会議員の各層をもって構成するを原則とする。</u></p>	<p>(役員を選任) 第6条 <u>役員は、総会において選任する。</u> (第2項削除)</p>
<p>(役員任期) 第7条 役員任期は<u>2年</u>とする。但し、再任を妨げない。</p>	<p>(役員任期等) 第7条 役員任期は<u>1年</u>とする。但し、再任を妨げない。</p>
<p>(役員職務) 第8条 1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。 2. 副会長は、会長を補佐し、<u>会長支障ある時はその職務を代行する。</u> 3. 幹事は本会の運営に係わる業務を掌握する。 4. 監査は本会の活動状況および会計を監査する。</p>	<p>(役員職務) 第8条 会長は本会を代表し、会務を総理する。 2. 副会長は、会長を補佐し、<u>会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。</u> 3. 幹事長は本会の運営に係わる業務を掌理する。 4. 監査は本会の活動状況及び会計を監査する。 5. <u>相談役及び顧問は、本会の運営について、必要に応じて意見を述べる。</u> 6. <u>副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代行する。</u></p>
<p>(相談役) 第9条 本会に立正佼成会推薦の相談役を置く。</p>	<p>(相談役) 第9条 本会に立正佼成会推薦の相談役を置くことができる。</p>
<p>(総会) 第10条 1. <u>総会は会員を以て構成し、毎年</u></p>	<p>(総会) 第10条 総会は会員をもつて構成し、毎年1回開催する。但し、必要があるときは、</p>

<p>1 回開催する。但し、必要があるときは、会長が、<u>臨時に召集</u>することができる。</p> <p>2. 総会では、次の事項を審議する。決議は出席会員の過半数の同意を以て決する。</p> <p>(1) <u>活動報告および収支決算の承認。</u></p> <p>(2) <u>活動計画および収支予算の承認。</u></p> <p>(3) <u>会則の変更に関する事項。</u></p> <p>(4) <u>役員を選任および承認に関する事項。</u></p> <p>(5) <u>その他本会の運営上重要な事項。</u></p>	<p>会長が臨時に<u>招集</u>することができる。</p> <p>2. 総会では、次の事項を審議する。決議は出席会員の過半数の同意を以て決し、<u>可否同数のときは、議長の決するところによる。</u></p> <p>(1) <u>活動報告及び収支決算の承認</u></p> <p>(2) <u>活動計画及び収支予算の承認</u></p> <p>(3) <u>会則の変更に関する事項</u></p> <p>(4) <u>役員を選任に関する事項</u></p> <p>(5) <u>会員の入会の承認に関する事項</u></p> <p>(6) <u>その他本会の運営上重要な事項</u></p>
<p>(経費)</p> <p>第11条</p> <p>1. 本会の経費は、<u>年会費および臨時会費、その他の収入を以て</u>あてる。</p> <p>2. <u>会費の額は、年会費10,000円とする。</u></p>	<p>(経費)</p> <p>第11条 本会の経費は、<u>年会費および臨時会費、その他の収入を以て</u>あてる。</p> <p>2. <u>会費の額は、年会費10,000円とする。</u></p>
<p>(会計年度)</p> <p>第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。但し、設立年度については、設立の日から平成12年3月31日までとする。</p>	<p>(会計年度)</p> <p>第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。但し、設立年度については、設立の日から平成12年3月31日までとする。</p>
<p>付則</p> <p>○ この会則は平成11年11月22日から施行する。</p> <p>○ この会則は平成19年6月4日追加・改訂会則を施行する。</p> <p>○ 議員資格を喪失した者でも、立正佼成会奈良教会推薦委員会が、本人の政治活動に期待し、<u>佼成議員懇話会が承認すれば、オブザーバーとして議員懇活動への参加を可能とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1. この会則は平成11年11月22日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1. この会則は平成19年6月4日追加・改訂会則を施行する。</p> <p>2. 議員資格を喪失した者でも、立正佼成会奈良教会推薦委員会が、本人の政治活動に対する意向を踏まえて推薦し、<u>佼成議員懇話会が承認すれば、オブザーバーとして佼成議員懇話会活動への参加を可能とする。</u></p> <p>附 則</p> <p>1. この会則は、平成23年7月11日から施行する。</p>

佼成

2018年(平成30年)4月1日発行
佼成 第69巻第4号(毎月1回1日発行)
昭和25年8月24日第三種郵便物認可



会長法話
円満な人になる

政務活動記録簿 (年会費負担)				
会派・議員名 中野雅史				
年 月 日	平成 30 年 4 月 23 日			
年会費名	奈良ヒューライツ議員団 (年会費)			
相手方	奈良ヒューライツ議員団			
年会費支払目的	議員活動の為の情報収集 議会での質問に役立てる為			
按分率の説明	按分率 100%			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 あらゆる差別撤廃に向けた人権問題の講演会・研修会・会報誌の発行等</p> <p>◆本会の活動頻度 年 4 回開催</p> <p>◆参加者の状況 地方議員 議会や、議員活動に役立てている。</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	30,000 円	講演会、研修会、会報誌	4
	合計 30、000 円			
備考	添付資料：会規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良ヒューライツ議員団 規約

第1条 本会は、奈良ヒューライツ議員団と称し「人の世に熱あれ 人間に光あれ」の水平社精神のもとに活動する部落解放同盟奈良県連合会と連帯し、且つふるさと創生を柱とする活動を目的にします。

第2条 本会は、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権尊重をめざし、人権文化の政策推進につとめ、ふるさと創生のための経済と文化の構築をめざします。そのために政党会派の枠を超え、議員相互の親睦をはかり政策研究・経験交流を深めます。

第3条 本会は、第1条・第2条の主旨に賛同する奈良県内の県・市町村議会議員ならびに元加盟議員の加入をもって構成します。加入承認は会員の推薦に基づき、定例会議で承認します。

第4条 本会は、その目的・主旨の会務活動の円滑な遂行のため、総会において下記役員を互選します。任期は1年とします。

- | | | | |
|-------|----|--------|-----|
| 1. 議長 | 1名 | 2. 幹事長 | 1名 |
| 3. 会計 | 1名 | 4. 幹事 | 若干名 |
| 5. 監事 | 2名 | | |

第5条 本会の定例会議は総会及び研修等を兼ね、年4回開くこととし、必要に応じて臨時会議、役員会を随時開きます。会議の招集及び総括は議長が行います。

第6条 ①本会の会費は年額次のとおりとする。

- | | | | |
|----------|-----|------------|-------|
| 1. 県議会議員 | 3万円 | 2. 奈良市議会議員 | 2万5千円 |
| 3. 市議会議員 | 2万円 | 4. 町村議会議員 | 1万5千円 |

②会計年度は2月1日より翌年の1月31日までとします。

第7条 本会の運営上の細則は内規とし、都度会議で協議します。

第8条 本会は、2002年2月15日より発足します。

【2005年度第1回定例会議（2005年5月10日）で一部改正】

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 中野雅史

年 月 日	平成30年5月1日他			
年会費名	奈良政策研究会・会費 (年会費)			
相手方	奈良政策研究会			
年会費支払目的	情報を収集し、議会での質問などに役立てる為			
按分率の説明	按分率 66.6% (懇談会の費用を除いて充当)			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 県政全般に関する講演会・テーマを設定した県外視察など</p> <p>◆本会の活動頻度 年4回開催 (2月、5月、8月、11月) に講演会開催 他</p> <p>◆参加者の状況 経営者、団体役員、地方議員など40名程度の参加</p> <p>県政に関する情報収集等に役立てた</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	月 5,216 円	講演会、懇談会 (引落手数料 216 円含む)	11 他
		合計 62,592 円 (月 5,216 円×66.6%=3,473 円×12 か月)		
備考	添付資料：会規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良政策研究会規約

(名称)

第1条 本会は奈良政策研究会と称し、主たる事務所を大和高田市永和町10-26 近畿ビル内に置く。

(目的)

第2条 本会は奈良県発展に資する政策提言をとおして、安全、安心な地域づくりを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的達成のため次の事業等をおこなう。

- (1) 研修会、懇親会の開催。
- (2) 政策提言のための委員会の開催。
- (3) 会報、出版物の発刊及び配付。
- (4) 関係諸団体との連携。
- (5) その他、会の目的達成のため必要な事業。

(構成)

第4条 本会は規約第2条の目的に賛同する奈良県議会議員、奈良県内の市町村議会議員をもって構成する。ただし、本会の目的に賛同する個人及び法人の入会を認め、賛助会員として各種会合への出席を認める。ただし、総会での議決権は認めない。

2 本会への入退会は役員会の了承を得るものとする。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|----------------|------------------|
| (1) 会長……………1名 | (4) 政策委員長……………5名 |
| (2) 副会長……………3名 | (5) 会計……………1名 |
| (3) 幹事長……………1名 | (6) 会計監査……………2名 |

2 1の役員以外に顧問、参与、相談役を置くことができる。

3 役員は本会の運営を円滑に進めるため役員会を開催する。

(任期)

第6条 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

(総会)

- 第7条 本会の総会は会員及び役員によって構成される。総会は会長の招集により毎年1回開催する。ただし必要と認めた時は臨時総会を開催することができる。
- 2 総会は会員の新規加入、役員を選出、運営に関する基本事項、規約の改廃、その他本規約の定めのない重要事項について決定する。
 - 3 総会は会員の過半数の出席（委任可）で成立し、出席会員の過半数の同意で議決するものとする。

(運営)

- 第8条 本会の個々の事業運営は役員及び当該事業に関わる会員が行うこととし、具体的作業は事務局が行うこととする。

(経費)

- 第9条 本会の経費は会費（1口＝月額5千円）及び賛助会費（月額1万円）、寄付金、協力金、事業収入、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

- 第10条 本会の会計年度は1月1日に始まり、当該年の12月31日に終わる。

(会計監査)

- 第11条 本会の会計責任者は本会の経理につき、年1回会計監査による監査を受ける。

(その他)

- 第12条 本規約のほか運営に必要な事項は、別に会長が定め総会の承認を経て実施することができる。

付則 本規約は平成16年11月25日から施行する。

本ページ削除

令和4年7月25日

中野雅史

11号様式の10 (第5条関係)

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 中野雅史

年 月 日	平成 30 年 8 月 20 日			
年会費名	世界平和連合奈良県連合会 年会費			
相手方	世界平和連合奈良県連合会			
年会費支払目的	情報を収集し、議会での質問などに役立てる為			
按分率の説明	按分率 100%			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	◆本会の活動内容 世界情勢の動き、1ヶ月に2冊の情報誌 ◆本会の活動頻度 年4回程度の講演会開催 他 ◆参加者の状況 地方議員、及び民間人団体などの参加 情報収集し、政務活動に役立てた			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	36,000 円	講演会、情報誌	54
		合計 36,000 円		
備考	添付資料：会規約、情報誌			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

平和の輪

世界平和連合 (FWP) とは

91年8月、恒久的な真の世界平和の実現を目標に、米ソソウルで、世界平和連合の創設大会が開催された。大会には、ヒース元米国防相、ハイツ元米国防長官はじめ51か国、250人の元・現国家元首らが参加した。

本では1996年3月、東京において創設者、初任、大塚本修己氏が就任しました。

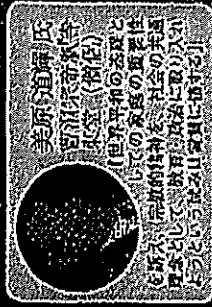


世界平和連合で議決するヒース元米国防相



名譽勳章の授与式、シムレ (左)、元カダバ総長 (右から2人目)、元イラン元大統領 (右から53人目)、右端、チンヘス

「私も愛読しています」



人會のご案内

～平和基金～

30,000円コース
世界思想 (月刊誌)・情報パンフ

10,000円コース
世界思想 (月刊誌)・情報パンフ

5,000円コース
世界思想 (月刊誌)

3,000円コース
世界思想 (月刊誌)

毎月1,200円コース (月刊誌)

～世界思想会員～

1ヶ月1,200円 (月刊誌)
半年払い 7,200円
1年払い 14,400円

世界平和にあなただの力を



世界平和連合

道義國家日本の創建！

松心前除 合紙年々A25日 中野雅史

界に広がる



世界平和連合会長

太田洪量

や世界は第2の冷戦時代に入りました。但し、米ソから米中へと変わりました。中国は共産党非党体制の下、経済と軍事で米国を凌駕し、最後は米国の共産化せんと狙っています。しかし、その中国や米ソがともり始めました。経済の停滞、汚職の蔓延する貧富の差、少数民族の排斥、空気が水、土壌の害どれ一つとつても極めて深刻な危機に陥るもです。社会が混乱すればするほど、中央は愛国心を煽り、軍部暴走の危険性も強まっています。これを中国をソフトランディングさせなければなりません。そのために、安保体制の確立、緩やかな中国経済包圍網、で変わり得る巨大市場の育成、中国とロシア・北朝鮮を離間させる日韓トンネルからシベリアに抜ける国イウェイ建設プロジェクト等が急務です。どうぞお力を貸してください。

世界平和連合が目指す3つの目的

心づくり・家庭づくり

平和の基礎は、家庭であるという信念の下、家庭の青少年の健全育成に取り組みと共に、家庭家族のあり思想、運動に反対し、子供たちと家庭を守ります。

国づくり

力のないアジア太平洋地域に、日韓トンネル、国イウェイの建設を推進し、共生、共栄のアジア太平洋のリーダーシップを担い、道徳国家日本の創建を担います。

世界平和の実現

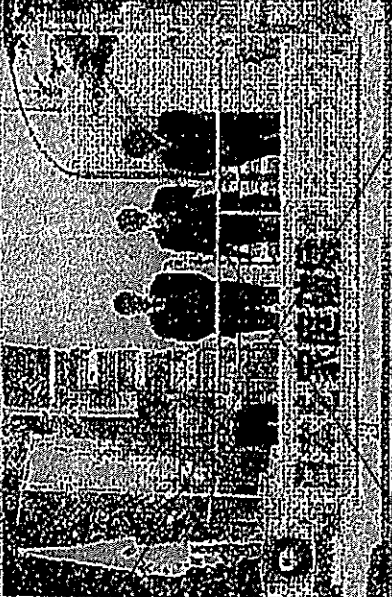
平和連合は、利己主義の壁を克服する、「取組思想」

本紙の削除
令和4年7月25日 中野雅也

尊敬される「国づくり」そして、「世界平和」

青少年・家庭の再生を!

社会の基本単位である家庭の活性化、青少年の健全育成が、世界平和の基盤となる。青少年の健全育成の推進、家庭再生を促す。青少年の健全育成の推進、家庭再生を促す。



青少年・家庭の再生を促す。青少年の健全育成の推進、家庭再生を促す。

主な青少年・家庭の再生を目指す運動

- ① 憲法に家族条項を入れる運動
- ② 家庭の日を国民の祝日にする運動
- ③ 青少年健全育成基本法の制定運動
- ④ 選択的夫婦別姓の導入反対運動
- ⑤ シェンゲンフリー社会の阻止
- ⑥ 子供の権利条約の阻止・改廃
- ⑦ 自治基本条例の阻止・改廃



① 江戸市 五反田西

世界平和連合の活動

② 親愛への原宿活動

③ 差別差別反対ライブ

本ページの削除
令和4年7月25日
平野雅史

世界思想

No.512
2018

Sekai Shiso

6
June

● 特集 ●

歴代内閣を格付けする

安倍政権を戦後政治史に位置づける試み

● インタビュー ● 元海将・国家基本問題研究所企画委員 国際関係論博士 太田文雄

北朝鮮の「非核化宣言」は本物か



第11号様式の6 (第5条関係)

政務活動記録簿 (ホームページの開設等)					
会派・議員名 中野雅史					
年 月 日	平成30年7月9日他				
表題	県政報告ホームページ				
対象者	インターネット利用者				
開設目的	適宜、議会報告等を行い意見・要望を求める				
按分率の説明	按分率 50% その理由 (地域活動の記事・政党へのリンクなど)				
内容	議会活動報告 県民への意見募集 県政課題の紹介等				
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	保守料	(株)ピュアネット	月 8,424 円	7,800 円×1.08 ×12 月	40 79 124 161
	※ 50 % 充当 合計 月 8,424 円×50%=4,212 円				
備考	ホームページアドレス : http://www.nakano-nara.com 添付資料 契約書				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。



ホームページ保守業務委託契約書

中野まさふみ事務所(以下「甲」という)と有限会社ビュネット(以下「乙」という)は、業務委託契約(以下「本契約」という)を次のとおり締結する。

第1条 委託業務

1. 甲は、毎月のホームページ保守業務(以下「本業務」という)を乙に委託し、乙はこれを受託する。ただし、下記以外の内容については委託の範囲外とする。

(1) 乙によって制作した甲のホームページをホスティングする業務。

(2) ホームページのアクセス解析およびこれに基づいた改善提案と報告作業。

(3) ホームページのメンテナンス(バックアップ・リストア)のための作業。

(4) 甲の依頼に応じて、月当たりA.4に換算して1頁以内のホームページ更新作業。

2. 甲は、乙が本業務を遂行するに際して、必要な協力をを行う。

第2条 委託料

1. 甲は乙に対し、本業務の対価として月額金7,800円(税別)を支払う。

2. 料金の支払条件は、月末締め翌月末日銀行振込とし、甲は乙が指定した銀行口座に振り込んで支払う。振込手数料は乙の負担とする。ただし、乙が見積書にて料金の支払い条件を別途明示している場合は、見積書の記載を優先する。

第3条 契約期間・契約更新

1. 契約期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。

2. 契約期間満了日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何ら申し出のないときは、本契約と同一の条件でさらに1.2ヶ月間更新するものとし、以後同様とする。

第4条 再委託の制限

乙は、本業務を第三者に再委託してはならない。但し、甲が承諾したときは、その限りでない。

第5条 通知

1. 一方から他方への通知は、電子メールまたは文書等、社会通念上適当と判断される通信手段により行うものとする。

2. 前項の規定に基づき通知を電子メールにより行う場合には、当該通知はインターネット上に配信された時に配信されたものとする。

3. ただし、本契約を破棄または解除する必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、文書により通知するものとする。

第6条 知的所有権

1. 本契約に基づくホームページ保守作業に必要なHTMLデータ、および画像データ、スクリーンショット等の一切の制作物(以下「制作物」という)に関する所有権は乙に帰属する。甲が提出した仕様書、テキスト原稿、画像等に關する所有権は甲に帰属する。

ホームページ保守業務委託契約書



2. 制作途中で制作案等に制作案等の用途に使用して、結品物として採用されなかつた制作物に関する所有権及び使用権は乙に帰属する。

3. 乙は、甲が制作物をインターネット上に公開する目的で使用することを許諾する。

4. 乙は、甲が制作物をインターネット上の公開またはコンテンツの維持の目的で改変することを許諾する。

5. 甲が制作物を上記 3 の目的以外で使用する場合には乙の許可を得なければならぬ。この場合、乙は甲に対して、乙が使用を許可する時点で提示した著作料を請求することができる。

6. 乙は、制作物を自ら制作したものであると公開することができる。

7. 甲は、乙の文書による同意なしに上記 2 および 3 で定める制作物の使用権、改変権を第三者に譲渡、移転、またはその他の処分を行うことはできない。

第 7 条 責任制限

乙は、制作物自体または制作物の使用から直接的または間接的に生じたいかなる損害についても、乙に故意または重大な過失がある場合を除いては、一切責任を負わない。また乙が責任を負う場合でも、制作代金のうち該当部分の金額を超えて責任を負わない。

第 8 条 禁止行為

甲及び乙は、以下に該当する行為をしないことを承諾するものとする。なお、いずれか一方が下記に反した行為を行った場合、あるいは下記に反する行為を行う恐れがあると相手方が判断した場合、相手方は、相当な期間を定めて催告の上、本契約を解除することができる。

相手方または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害しまたは侵害するおそれのある行為。

相手方または第三者を誹謗中傷し、または名誉を傷つけるような行為。

相手方または第三者の財産、プライバシーを侵害し、または侵害するおそれのある行為。

4. 公然と善良に反する内容の情報、文書および図形等を他人に公開する行為。

5. 法令に違反するもの、または違反するおそれのある行為。

6. その他相手方が不適切と判断する行為。

第 9 条 期限の利益の喪失について

甲に次の各号のいずれか又は複数の事実があった場合、甲は乙に対する債権の一切の期限の利益を喪失し、乙は催告することなく利用契約を解約することができるものとする。

1. 本契約に基づき制作代金の支払いを遅延したとき及び履行しないとき。

2. 支払いの停止、又は破産、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、会社整理開始、もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき。

3. 振り出した手形、又は小切手が不渡りとなったとき。

4. 第 8 条の禁止行為を行なったとき、その他本契約に違反したとき。

5. 甲としての地位が失われたとき、又は不明となったとき。

第 10 条 条項の無効について

万が一、裁判所によって本契約の各条項が無効、違法または適用不能と判断された場合には、当該条項を除く他の条項の有効性、合法性、および適用可能性には、なんらの影響や支障が生じるものではない。

第 12 条 機密保持

甲および乙は、本基本契約または個別契約に因連して知り得た相手方または相手方の顧客の技術上、販売上その他業務上の機密を、本基本契約の存続期間中はもとより本基本契約終了後といえども第三者に漏洩してはならないものとする。

第 13 条 準拠法について

本契約に関する準拠法は、日本法とする。

第 14 条 有効期間

1. 本契約の有効期間は、本契約締結の日から委任業務が終了するまでとする。

2. 本契約と関連することを明示した個別契約が本契約の失効時に存続している場合には、前項にかかわらず、本契約が当該個別契約の存続期間中効力を有するものとする。

第 15 条 紛争解決および管轄裁判所について

1. 本契約に定めのない事項および利用契約に関して甲と乙との間で問題及び疑義を生じた場合には、法令、慣習等によるほか甲乙協議の上、協議成立の原則に基づき円満に解決をするものとする。

2. 本契約に関して訴訟が必要な場合は、奈良地方裁判所を第一審の専断合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ各 1 通を保管する。

平成 26 年 3 月 20 日

甲 株式会社 461-3

代表取締役 野村 浩一

乙 奈良市野田町 2-4-1 有限会社 取締 野村 浩一

平成30年度事務所状況報告書

会派・議員名 中野 雅史

①政務活動事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
②所在地	住所 大和郡山市池之内町 461-3 電話 0743-54-3300 延べ床面積 39.67 m ²
③他用途との兼用	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()
④所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件 (賃貸借契約先 関西興産株式会社) 所有者 <input type="checkbox"/> 第三者 <input checked="" type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤按分率の考え方	<input checked="" type="checkbox"/> 使用実態 (使用面積又は使用時間による) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所全体面積 39.67 m ² (a) うち政務活動使用面積 19.835 m ² (b) <input type="checkbox"/> 事務所使用時間 時間 (a) うち政務活動使用時間 時間 (b) (b) / (a) = 19.835 / 39.67 → 按分率 1 / 2
⑥事務所賃借料の計上	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 按分率 / (按分率の考え方:)
⑦駐車場代の計上	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 来客専用 按分率 / <input type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 / (按分率の考え方:)
⑧光熱水費・維持管理費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1/2 (按分率の考え方: 後援会事務所と面積按分)
⑨備考	

注 賃貸借 (事務所・駐車場) の場合は、別途契約書を添付してください。